

平成 28 年 6 月 20 日



セーフティネット保証 5 号の指定業種を公表します (平成 28 年度第 2 四半期分)

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証 5 号について、平成 28 年度第 2 四半期の指定業種を公表します。

平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までのセーフティネット保証 5 号(別紙 1 参照)の対象業種については、別紙の業種(別紙 2 参照)を指定することとします。

別紙 1: セーフティネット保証 5 号の概要

別紙 2: セーフティネット保証 5 号の指定業種

(平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日)

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁 事業環境部 金融課

担当者: 松原

電話: 03-3501-1511(内線 5271~5275)

03-3501-2876(直通)

03-3501-6861(FAX)